

## 我が国の学位等の国際的通用性の向上に向けて

### 1. 背景

国際的な人的流動性の高まりに伴い、日本における諸外国での多様な学修履歴・学位等の評定、及び、外国における日本での学修履歴・学位等の評定機会が増加。学位等の円滑な承認に必要な情報不足等による困難事例が存在し、円滑な承認に必要な、公式な情報の発信及び入手の必要性が指摘されている。

また、平成3年に学士が学位と認められた際に、各大学において専攻分野を付記することとなって以降、学位に付記する専攻分野の名称は増加を続けている（平成6年：250→平成27年：723※）。また、「〇〇学」ではない名称や、1大学のみでしか用いられていない名称も多い（平成17年度時点で約6割は専ら当該大学のみで用いられている）。このため、諸外国での進学や就職に当たり、学位を見ても「大学で何を学んだのか」が分かりにくいという指摘がある。

※大学改革支援・学位授与機構調べ

### 2. これまでの議論・報告等

平成30年6月28日「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」（抜粋）

#### 2. 高等教育機関の教育研究体制

（多様な学生）

＜具体的な方策＞学位等の国際通用性の確保

- 日本の学位と外国の学位との国際通用性を確保するため、日本の高等教育の仕組みや学位等の種類などについて翻訳の際の基準となるような英語表記を整理する。ユネスコの枠組みの下で採択した「高等教育の資格の承認に関するアジア＝太平洋地域規約」の締結を受け、国内情報センター（National Information Centre: NIC）を設立する。
- 日本における学士の学位の名称が約700種類にまで増加していることから、学位を見て「大学で何を学んだのか」が明確に分かるような名称としていること、英文表記として「Bachelor of（学術的に広く認知されている分野の名称） in（現在付記している名称）」とすることを国が奨励する。

### 3. 現在の取組状況

我が国の学位等の国際的通用性の向上を促進するため、以下のような取組を進めている。

- 平成29年12月、我が国は4か国目の締約国としてユネスコの枠組みの下で採択された「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通

称：東京規約)を締結。同規約は、締約国間において高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域に\*おける高等教育の質を改善することを目的としており、平成30年2月1日に発効した。

- 平成30年5月、東京規約の趣旨に則り、我が国の高等教育機関が他の締約国により付与された高等教育の資格の承認又は評定を円滑に実施するための一助となることを目的として、「高等教育の資格の承認に関するガイドライン～高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約～」を公表した。
- 同規約では、各締約国が国内情報センターの設立又は維持のための適切な措置をとることを規定しており、我が国においても同規約に則り、国内情報センター(National Information Centre)を設立準備中である。なお、主体や設立時期等の詳細については、準備が整い次第、広く公に示す予定である。
- 同規約の定めに従い、国内情報センター(又は日本政府)は、以下の情報を提供する予定である。
  - (a) 我が国の高等教育制度に関する説明
  - (b) 我が国の各種の高等教育機関の概要
  - (c) 我が国の高等教育機関の一覧
  - (d) 我が国における質の保証の仕組みに関する説明
  - (e) 海外に所在する我が国の教育制度に属する教育機関の一覧

また、我が国の高等教育機関等が、他の締約国の国内情報センター等から当該締約国の高等教育制度及び資格に関する情報等を適切に入手できるようにするとともに、資格の評定に関する助言を適宜行うものとする。

- 国内情報センター設置に向けた具体的な取組として、平成29年度より、(独)大学改革支援・学位授与機構において、国内情報センターが発信する日本の教育制度及び高等教育機関一覧に関する調査研究を実施。ウェブサイトを通じた情報発信に向けて、大学、短期大学、高等専門学校のほか、特に日本の特徴的な制度である専門課程を有する専修学校(2822校:平成29年度学校基本調査)に関する情報の整理等を行っている。平成30年度は、各学校種について必要な調査を継続するとともに、英語表記の整理、掲載内容の検討、情報の英訳等を進めているところ。

- 引き続き、我が国の国内情報センターの早期設置に向けた取組等を通じて、我が国の学位等の国際的通用性の向上に努めていく。

【学位に付記する専攻分野の名称について】

- 学士の学位に付記する専攻分野の名称については、平成 20 年 12 月の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」において「学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」ことや、「ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る」ことが提言された。また、日本学術会議は、同答申を踏まえ、平成 26 年 9 月に「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」をとりまとめ、学位に付記する名称について、以下の提言を行ったところ。
  - ① 特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「〇〇学」と称する形を採る必要はなく、むしろ学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。
  - ② 学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくてもよい。
  - ③ 複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。
  - ④ 分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いる。
- 以上を踏まえ、国としては、学位を見て「大学で何を学んだのか」が明確に分かるような専攻名称とすること、また、国際通用性の観点から、英文表記として「Bachelor of（学術的に広く認知されている分野の名称）in（現在付記している名称）」とすることを奨励する。
- また、全国の大学が学士の学位に付記する専攻分野の名称がどのような状況にあるのかについて、各大学が知ることができるようになることは、各大学における専攻分野の名称の見直しに資すると考えられることから、国が大学団体や今後設立予定の国内情報センター等と連携し、状況の見える化の方策を引き続き検討する。

## (参考1) 東京規約 (関係条文抜粋)

### 第8・1条

各締約国は、自国の高等教育制度に属する教育機関によって付与された資格の質が承認が求められている締約国における承認を正当化するものであるか否かについて、他の締約国の権限のある承認当局が確認することができるようにするため、これらの教育機関及び自国の質の保証の制度に関する適切な情報を提供する。この情報には、次のものを含める。

- (a) 自国の高等教育制度に関する説明
- (b) 自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要及び各種の高等教育機関の典型的な特徴の概要
- (c) 自国の高等教育制度に属する承認され、又は認定された高等教育機関（公立及び私立）の一覧であって、各種の資格を付与するこれらの高等教育機関の権限並びに各種の高等教育機関に入学し、及び各種の課程を受講するための要件を示すもの
- (d) 質の保証の仕組みに関する説明
- (e) 自国の教育制度に属すると認める自国の領域外に所在する教育機関の一覧

### 第8・2条

各締約国は、高等教育の資格の承認を容易にするため、次のことにより、関連する情報で正確な、かつ、最新のものを提供する。

- (a) 自国の高等教育制度及び資格に関する信頼すべき、かつ、正確な情報の入手を容易にすること。
- (b) 他の締約国の高等教育制度及び資格に関する情報の入手を容易にすること。
- (c) 自国の法令に従い、承認事項及び資格の評定に関する助言又は情報を提供すること。

### 第8・3条

各締約国は、高等教育に関する情報を提供する国内情報センターの設立及び維持のための適切な措置をとる。各締約国の国内情報センターの形態は、異なり得る。

### 第8・4条

締約国は、自国の国内情報センターを通じて又は他の方法により、次の文書の利用を促進する。

- (a) ユネスコ修了証書補足文書または他の同等の資格の補足文書
- (b) 国境を越える高等教育の質の保証に関するユネスコ及び経済協力開発機構の指針又は自国の各高等教育機関が自国の法令に従って作成する同等の文書

# 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）

平成29年12月6日締結  
平成30年 2月1日発効

## 背景

- 1983年:ユネスコの下, バンコク(タイ)において前身の規約を採択。
- 2011年11月:ユネスコの下, 東京において開催された国際会議において, 本規約を採択。

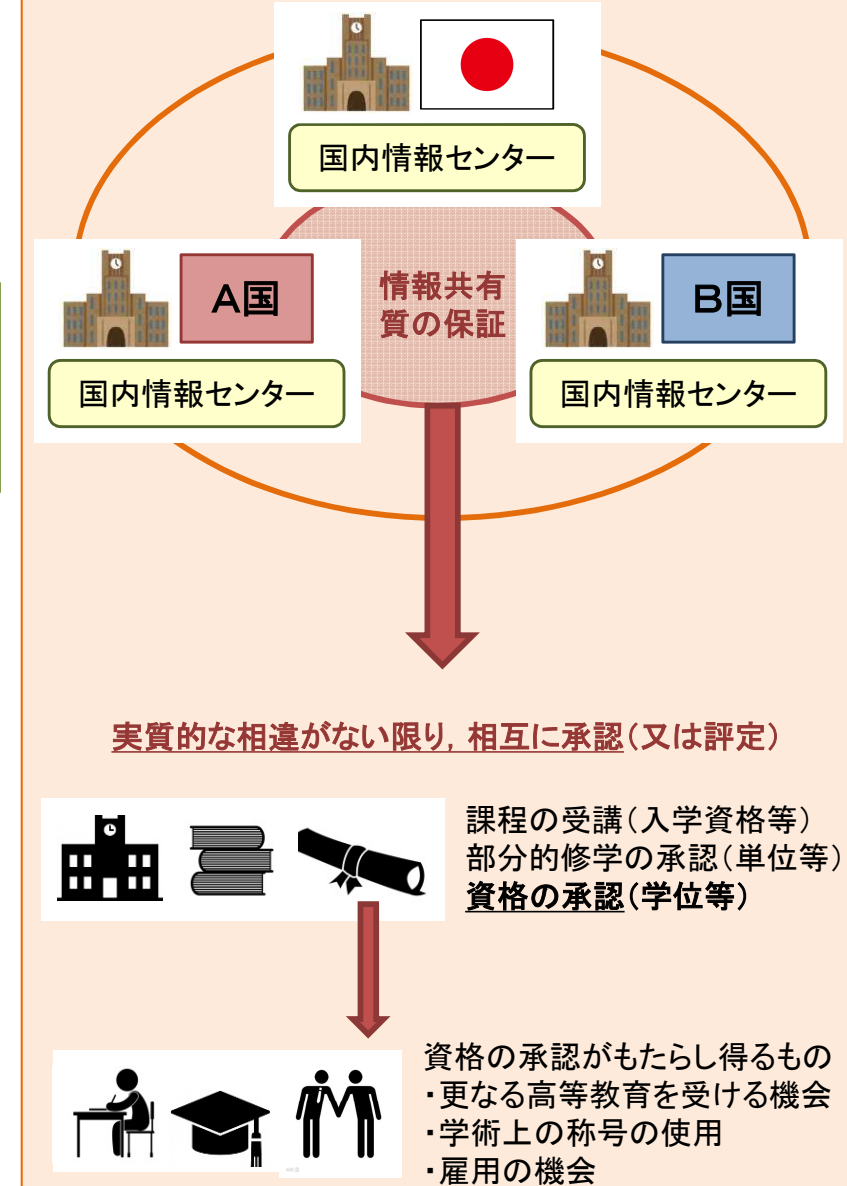
## 目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより, 学生及び学者の移動を容易にし, アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

## 主な内容

- ◆ 締約国は, 資格の評定・承認の手續及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。(第3章)
- ◆ 締約国は, 資格の内容に実質的な相違がない限り, 下記①~③について, 他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。
  - ① 高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
  - ② 部分的な修学(単位等)(第5章)
  - ③ 高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は国内情報センターを設立し, 情報を交換する。(第8章)

## 資格の相互承認の仕組み



## (参考2) 学位関係法令

### ○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抜粋）

第百四条 大学（第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

③ 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

④ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

⑤ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

### ○学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）（抜粋）

（学士の学位授与の要件）

第二条 法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（専攻分野の名称）

第十条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位の名称）

第十一条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称を付記するものとする。

○学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）（抜粋）

別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位（法務博士（専門職）及び教育修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
備考	学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。

### (参考3) 平成3年以前の学士の学位に付記する専攻分野の名称

○昭和31年に大学設置基準が制定された当初は以下の25種類

文学士、教育学士、神学士、社会学士、教養学士、学芸学士、社会科学士、  
法学士、政治学士、経済学士、商学士、経営学士、理学士、医学士、歯学士  
薬学士、工学士、商船学士、農学士、獣医学士、水産学士、家政学士、  
芸術学士、体育学士、衛生看護学士

○その後、以下の変更があり、平成3年には29種類となっていた。

- ・衛生看護学士が看護学士と保健衛生学士の2種類に分離
- ・芸術学士が芸術学士と芸術工学士の2種類に分離
- ・鍼灸学士と栄養学士が追加

○なお、修士は28種類、博士は19種類の学位が定められていた。



(参考4) 大学審議会「学位制度の見直し及び大学院の評価について(答申)」(平成3年2月)(抜粋)

I 学位制度の見直しについて

1 学位制度の見直しの必要性

(2) 学術研究の進展への対応

博士の種類は、昭和31年、学位規則により、従来の伝統的な博士を中心に17種類が定められた。その後、昭和44年に保健学博士が追加され、昭和50年には、博士の種類は、学術研究の進展に柔軟に対応する必要があること、また博士の学位は、学問分野のいかんにかかわらず、一定の水準を示す性格を有するものであることをかんがみ、その種類は簡素化することが望ましいことなどを考慮し、学術博士が設けられた。学術博士は、学際領域等既存の種類の博士を授与することが必ずしも適当でない分野を専攻した者に授与するという運用がなされている。

課程制大学院制度の趣旨を徹底するとともに、今後の学術研究の急速な進展に伴い、学術研究が高度化、多様化していくことに対応し、学位を円滑に授与していくためには、学術博士を設けたときの基本的な考え方も踏まえ、博士の学位の改善を行う必要がある。

2 見直しの具体案

(2) 本審議会においては、この改善案を実施する場合の具体的な問題点について、さらに検討を行ってきたが、その概要は、次のとおりである。

ア. 学位記上の博士の学位の表記

学位記における博士の学位の表記については、以下のように取り扱うことが適切である。

- 学位記には、各大学院の判断により、適切と考える選考分野の名称を表示するものとする。
- その場合、各大学院の授与する学位記には、博士〔〔専攻分野〕〕と表記するものとする。
- 表示する専攻分野の名称については、課程制博士の趣旨から、過度に細分化するよりは、現行の博士の種類程度のまとまりを基本としつつ、
  - ① 現に当該選考分野を対象とする博士課程研究科はあるが、現行学位規則の博士の種類としては規定されていない分野
  - ② 「文学」など、ある程度の細分化が適当であると考えられる分野

- ③ 学際領域や新しい専攻分野については、学問の性格やその進展に応じて、現行の博士の種類にない名称を加えることが考えられる。
- このように、現行の博士の種類にない専攻分野の名称を加えることができることとした場合も、学際分野や新分野については、さらに学問の進展を見極める必要がある分野も存在すると考えられることから、従来の学術博士と同様、学際分野や新分野を対象として「博士（学術）」と表記することもできることとする。
- なお、表示する専攻分野等の名称については、一定のガイドラインが設定されることが望ましいと考えられる。しかしながら、公的なガイドラインを設定することは、新たな画一化を招く恐れもあるため、ガイドラインを設定するかどうか及びその内容については、大学団体や学会の判断に委ねることが適当である。

(参考5) 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月)  
(抜粋)

第2章 学士課程教育における方針の明確化

第1節 学位授与の方針について ～幅広い学び等を保証し、21世紀型市民にふさわしい学  
修成果の達成を～

(4) 具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

- ◆ 学位に付記する専攻分野の名称については、学問の動向や国際的通用性に配慮して適切に定める。

類例がなく定着していない名称は避けるように努める。仮にそれを用いる場合、依拠・関連する既存の学問領域との関係について説明責任を果たすようにする。

【国によって行われるべき支援・取組】

- ◆ 学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする。

ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る。また、英名表記の国際的通用性の確保に留意する。学部等の設置審査や評価に際しては、唯一単独の名称を用いる場合、関連する学問領域との関係について十分な説明を求め、必要に応じ、見直しを含め適切な対応を促す。

(参考6) 日本学術会議 大学教育の分野別質保証委員会報告「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」(平成26年9月)(抜粋)

## 2 専攻分野の名称の多様化について

### (3) 名称表記の改善に関する提案

#### ① 「〇〇学」にとられない

(前略) ここでの「専攻分野」は、より一般的に「大学で何を学んだのか」ということを示すものと解釈することが適切であり、そこに付される名称については、あえて「学」を付さずに、学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきであろう。(後略)

#### ② 組織名との区別

(前略) 従来成立していた学部・学科＝学問分野＝教育課程＝専攻分野の名称という図式が実態を失い、現実には固有名詞化している学部・学科名称をそのまま専攻分野の名称にも用いていることには疑問符を付さざるを得ない。こうした場合においては、学位に付記する専攻分野の名称を組織名とは区別して考えることが適切であろう。

#### ③ 複数の語を組み合わせた名称の意味の明確化

(前略)

ア. 複数の学修主題や学問分野が並列されている場合は、実際の教育課程の内容に即して、専攻分野の名称自体を別々に分割するか、あるいは中黒記号(・)を用いて複数の学修主題や学問分野を同時に学ぶものであることを明らかにする等の工夫を行うこと

イ. 修飾語的な意味であれ、全く独自の意味を持たせようとするのであれ、教育課程の特色を強調するためだけに複数の語を組み合わせることには謙抑的であること

ウ. 大事なことは「大学で何を学んだのか」を分かりやすく明確にすることであり、そのためには、必要に応じてある程度長い表記にする等の工夫も容認されるべきであり、無理に熟語のようにする必要はないこと。

#### ④ 分かりやすく単純で共通性のある表現を

(前略) 学位に付記する専攻分野の名称は、それを一見しただけで、どのような教育課程を修め、成果としていかなる知識・能力を身に付けたのかがある程度の確実性をもって判断でき、しかもその形式はできるだけ単純で、かつ相互に共通性を有するものであ

ることが望ましい。

各大学においては、特に一般的な学問分野の名称を専攻分野の名称としない場合は、分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いることが望まれる。

#### (4) 大学等に対する要請

各大学においては、以上に述べたことを踏まえて、それぞれが授与する学位に付記される専攻分野の名称を検証していただくことを求めたい。特に、類似の教育課程が多いにもかかわらず、2～3校といった極めて少数の大学でしか用いられていない専攻分野の名称には、社会における流通性・通用性という面で疑問が感じられるものも散見される。そのような懸念がある場合には、より分かりやすく共通性のある名称への変更を検討することを提案する。

そしてこのために文部科学省に対して、各大学が、全国の大学の学位に付記する専攻分野の名称がどのような状況にあるのかを相互に知ることができるよう、継続的に調査を実施するなど適切な措置を講ずることを要望したい。また、内容に共通性のある教育課程を有する大学間で、学位に付記する専攻分野の名称の調整を図るような場合に、例えば国公立の大学団体などの組織が一定の役割を果たすことは、大学の自律という点からも意義あることと考えられる。

(後略)

### 3 学士の学位の英文表記の在り方について

#### (3) 英文表記に関する基本的な考え方

以上の考え方にもとづき、日本の学士学位の英文表記について、次の基本的な考え方を示す。

- ① 「学士」に対する英文名称は Bachelor とすること
- ② 分野名は、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること
- ③ 下位の専門として、教育課程で重点をおく分野を合わせて示すことも認められること

学位の英文表記において下位の専門分野を合わせて表象しようとする場合は、「① of ② in ③」の階層的な構造を念頭に表記することが望ましい。

なお、学士の学位名称に教育課程で重点をおく下位の専門分野を記載せず、あるいはさらにそれを詳しく説明するために、学位証書の補足資料等の併用によって、そこに自ら教育課程編成上の特性を明示し、国際的な通用性を担保する手法の採用も考えられる。